

令和 8 年度 ペロブスカイト太陽電池に関する事業創出検討ワーキング運営支援業務 委託仕様書

1. 業務名

令和 8 年度 ペロブスカイト太陽電池に関する事業創出検討ワーキング運営支援業務

2. 適用

本業務については、契約書（業務委託契約条項（以下「契約条項」という。）を含む。）、関係法令、本委託仕様書（以下「委託仕様書」という。）によるほか、新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則 24 号）ならびに新潟市財務規則（昭和 39 年新潟市規則 12 号）により行うものとする。

3. 業務の背景・目的

世界的なエネルギー価格の高騰や不安定な国際情勢が続く中、市民生活及び地域経済の安定を図るため、エネルギーの地産地消に向けた取組がこれまで以上に重要となっている。本市においても、脱炭素社会の実現と地域経済の活性化に向けて、再生可能エネルギーの最大限導入を推進している。

こうした中、次世代型太陽電池として注目されるペロブスカイト太陽電池（以下「ペロブスカイト」という。）は、軽量、薄膜かつ柔軟な特徴を持ち、従来の太陽光パネルでは設置が困難であった場所への導入を可能にする。また、積雪寒冷地であり、都市部と田園部を併せ持つ本市の地域特性にも適合するポテンシャルを有しており、その早期社会実装は、本市の再エネ導入及び脱炭素化の加速において不可欠となる。

さらに、本市はペロブスカイトの原料であるヨウ素の主要な産地となっている。この地域資源を生かした新たな産業・市場を市内に創出することは、地域経済の循環を生み出し、市内事業者の「稼ぐ力」を向上させる好機となる。

令和 7 年度において本市は、国内のペロブスカイト研究をけん引する瀬川浩司教授が所属する東京大学先端科学技術研究センターと連携協定を締結したほか、シンポジウムの開催を通じて市内外への普及啓発を図り、産学官連携による取組の基盤構築を進めてきた。

本業務は、これまでの基盤構築の成果を活かしつつ、市内事業者等がペロブスカイトの導入可能性や事業機会を検討する「ペロブスカイト太陽電池事業創出検討ワーキング」の運営を支援するものである。本市におけるペロブスカイトの社会実装や産業創造につながる具体的な事業アイデアを生み出すことを目的とする。

4. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 25 日まで

5. 業務の内容

「ペロブスカイト太陽電池に関する事業創出検討ワーキング」の運営支援に係る、次の（1）

から（６）の業務を実施する。なお、業務は受託者の提案内容を基に、委託者と調整のうえ実施するものとする。

ペロブスカイトの「用途開発」を主題とし、参加者が段階的に「理解」から「事業化検討」へ進めるよう設計する。参加者の知見を深めるとともに、参加者それぞれの経営資源やノウハウ、強みが発揮されるよう、共創を支援する。

※「事業化」：ペロブスカイトに関する、施設への設置・導入、製品・サービスへの組込、施工・メンテナンスへの参画、製造工程への参画 など

（１）エントリーセミナーの企画立案

ペロブスカイトの技術開発や用途開発の動向、先行事例などに関する内容とし、ワーキングへの参加を促進するため、幅広く参加者を募集する。

（２）ワーキング参加者の入会・退会対応

入会に向けた営業活動、広報等は委託者と協議のうえ実施すること。

（３）ワーキング参加者との連絡調整窓口

（４）勉強会・検討会の企画立案

開催は３回以上とし、構成要素は以下の想定とする。ただし、業務の目的の達成のため、より効果的な提案を妨げるものではない。

- ・用途開発、事業化検討ワーク
- ・検討アイデアのピッチ、及び専門家、デバイスメーカー等によるフィードバック
- ・実証事業立ち上げに向けたマッチング

など

また、参加者にアンケートなどを実施し、適宜ニーズを確認すること。

（５）会場設営、講師手配、ファシリテーションなど各会合の運営

会場費、講師の謝礼・交通費、その他開催に要する経費はすべて本業務委託費に含むものとする。なお、本市の会議室などを使用し、減免措置する場合、又は新潟県その他団体と共催する場合はこの限りでない。

（６）委託者との打合せの実施

業務着手時、各会合の実施前、成果品納品時のほか、必要に応じ、委託者との打合せを実施する。

（７）報告書の作成

業務成果を報告書にまとめ委託者に提出する。なお、報告書には以下の内容を含めることとする。

- ・参加者、関係者名簿
- ・参加者アンケート結果
- ・次年度以降のワーキングの展開に関する考察

6. 新潟市と東京大学先端科学技術研究センターとの連携協定に関する特記事項

- ・東京大学先端科学技術研究センター（以下、「先端研」という。）の知見を反映させるため、

- 業務の実施にあたり、先端研の専門家へのヒアリングを行い、助言を受けること。
- ・上記セミナー又は勉強会・検討会には、内容に応じ、先端研から専門家を招聘すること。

7. 契約条項に係る特記事項

(1) 再委託

業務の一部を再委託及び再委託事業者から再々委託する場合は、受託者は事前に新潟市と協議の上、承認を受けること。ただし、作業全部の再委託及び再委託事業者からの再々委託は禁止する。

(2) 機密保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た内容等一切の事項について、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りではない。

(3) 実施体制

受託者は、本業務を推進する実施責任者を配置し、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

(4) 業務計画書

受託者は契約締結後に本業務に関する業務計画書を作成し、速やかに提出して委託者の承認を受けなければならない。また、その内容を変更する場合は事前に委託者に通知し、その承認を得るものとする。

(5) 損害賠償

受託者は、本業務中に生じた諸事故に対し一切の責任を負い、その発生原因・経過・被害の内容を委託者に報告するとともに、損害賠償の請求があった場合は、受託者の責任において一切を処理するものとする。

8. 成果物の納品等

(1) 本業務の成果品は次のとおりとする。

- ・報告書（紙及びPDFデータ）

(2) 成果品は令和9年3月25日までに市へ提出すること。

(3) 本業務に関連した市の業務上において、市が成果品を複製・加工・編集・公表・配布することについて了承すること。また、成果品の著作権は市に帰属するものとする。（ただし、受託者で所有している知的財産権に係るものは除く。）

9. その他

(1) 本業務において、委託仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、決定するものとする。

(2) 委託期間中のみならず終了後においても、成果品等に誤りが確認された場合は、受託者の責において速やかにその誤りを訂正し、市に再提出しなければならない。また、受託者が本業務の実施中に第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。